

春日部市都市計画マスタープラン

2018年（平成30年）

春日部市

春日部市都市計画マスタープラン 目次構成

序章 都市計画マスタープランの趣旨	1
1. 策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけと役割	2
3. 計画の目標年次等	3
4. 計画の構成	3
第 I 部 全体構想	7
第 1 章 まちづくりの背景	7
1. 春日部市の概況	7
2. 社会情勢の変化と春日部市の状況	8
3. まちづくりの主要な課題	10
4. これからのまちづくりの視点	13
第 2 章 今後のまちづくりの方向と目標	15
1. まちづくりの基本理念	15
2. まちづくりの方向	16
3. まちづくりの目標	17
4. 将来都市構造	18
第 3 章 部門別方針	23
1. 土地利用	24
2. 交通体系整備	29
3. 緑地空間整備	34
4. 住宅・住環境整備	38
5. 景観整備	43
6. 都市の安全・安心	48
第 4 章 地区整備の方針	51
1. 拠点整備の基本方向	52
2. 新たな土地利用の検討区域の整備の基本方向	54

第Ⅱ部 地域別構想	57
第1章 粕壁地域	59
第2章 幸松地域	67
第3章 武里地域	73
第4章 内牧地域	79
第5章 豊春地域	85
第6章 豊野地域	93
第7章 南桜井地域	99
第8章 庄和北地域	105
第9章 庄和中央地域	111
第10章 庄和南地域	117
第Ⅲ部 実現に向けた取組み	125
第1章 計画実現のための進行管理	125
1. 計画の進行管理に関する方針	125
2. 計画の推進や改善に関する方針	125
第2章 協働による取組み	126
1. 協働によるまちづくりの推進	126
2. 様々な主体の参加によるまちづくり	126
資料編	129
都市計画マスタープラン策定以降の都市計画決定状況	129
春日部市都市計画マスタープラン策定までの経過	131

序章 都市計画マスタープランの趣旨

1. 策定の背景と目的

春日部市は、2005年（平成17年）10月に旧春日部市・旧庄和町の合併により誕生し、2008年（平成20年）4月には、県内5番目の特例市に移行し、より一層の市政の充実を図ることとしています。また、旧春日部市、旧庄和町は、歴史・文化、産業などそれぞれの個性を有しており、新しい春日部市として、それぞれの個性を守り活かしながら、県東部の中心都市としてさらなる発展が期待されています。

こうした都市づくりの基本方針として、2008年（平成20年）3月に策定した総合振興計画に掲げる将来都市像「人・自然・産業が調和した快適創造都市」を実現するため、2011年（平成23年）11月に、合併後の都市計画マスタープランを策定しました。

その後、人口減少・少子高齢化がより一層進む中で、春日部市まち・ひと・しごと創生総合戦略、春日部市立地適正化計画、第2次春日部市総合振興計画等、春日部市を取り巻く社会経済情勢の変化や、今後の春日部市の都市計画の基本となる新たな上位関連計画が策定されました。

また、国・県の都市計画施策の変化や、市内における都市計画関連施策や事業の着実な進展により、今後の春日部市の都市計画施策としての課題も変化しつつあります。

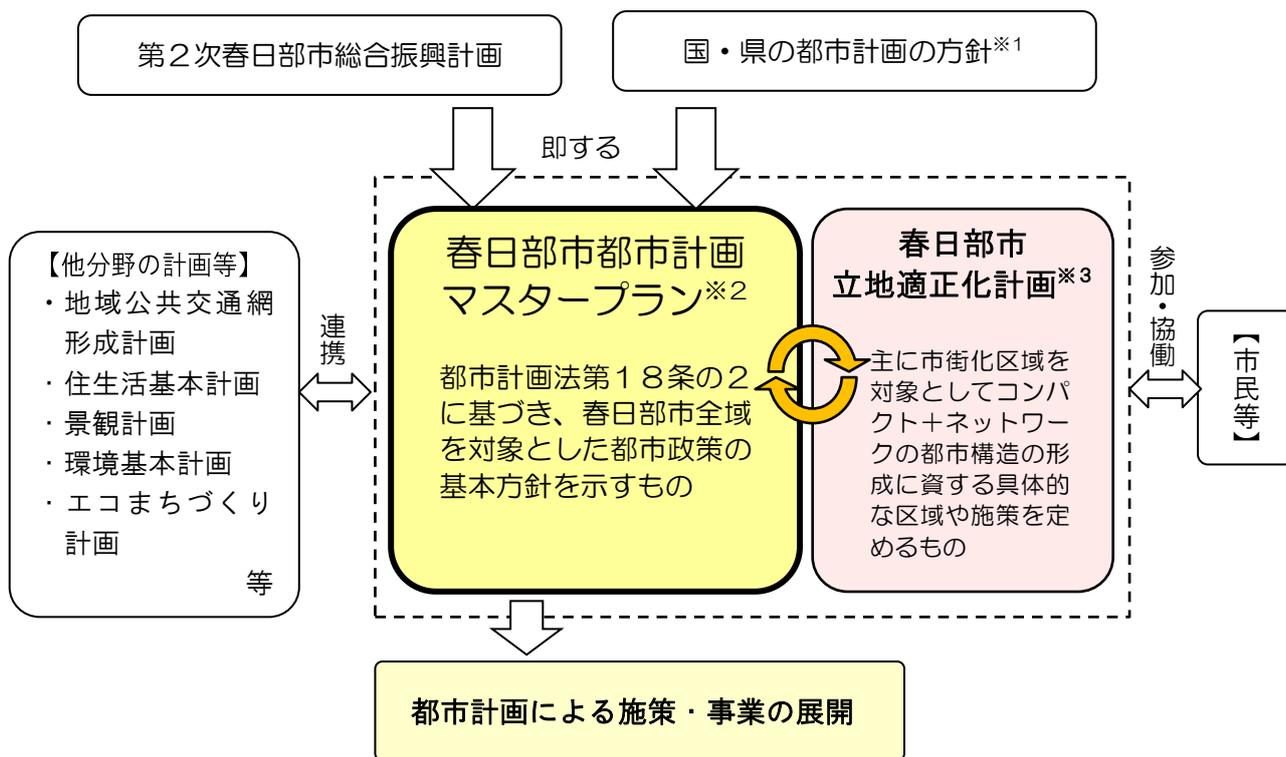
こうした動きを踏まえ、都市計画の基本的方針について見直す必要が生じたため、都市計画マスタープランの改定を図るものです。

今後は本計画に基づき、都市空間づくりの総合性・一体性を確保しつつ、市民、事業者、行政などの協働と参加によるまちづくりを推進していきます。

2. 計画の位置づけと役割

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づく「都市計画に関する基本的な方針」であり、市政全般の総合的な指針である「第2次春日部市総合振興計画」と、国・県の計画等に即しながら定めるものです。

都市計画マスタープランは、総合振興計画で位置づけられた様々な分野の施策のうち、都市計画によるまちづくり分野を受け持ち、「春日部市立地適正化計画」と連携を図るとともに、他の分野別計画などとの整合を図り定めます。



※1 県の都市計画の方針としては、都市計画法第6条の2に基づき都道府県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」がある

※2 都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定める計画

※3 都市再生特別措置法第81条に基づき、住宅及び都市機能増進施設（医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するものをいう。）の立地の適正化を図るための計画

3. 計画の目標年次等

春日部市都市計画マスタープランの目標年次は、計画策定から10年後（2027年度（平成39年度））とし、第2次春日部市総合振興計画と整合した都市空間の形成、まちづくりを目指します。

4. 計画の構成

都市計画マスタープランは、「全体構想」、「地域別構想」、「実現に向けた取組み」の3部構成とします。

全体構想

「全体構想」では、春日部市全域を対象として、長期的な展望に立ったまちづくりの目標や、都市整備の各分野における基本的な方針を示します。

地域別構想

「地域別構想」では、春日部市を10地域[※]に区分した各地域の将来像とまちづくりの方針を示します。方針は、全体構想に即して、地域の特性を活かしたまちづくりに取組むための方針を示します。

（※：粕壁地域、幸松地域、武里地域、内牧地域、豊春地域、豊野地域、南桜井地域、庄和北地域、庄和中央地域、庄和南地域）

実現に向けた取組み

「実現に向けた取組み」では、全体構想で掲げる方針を実現するためのまちづくりを総合的に推進する枠組み、まちづくりの成果を定期的に把握し改善に結びつけるための取組みなど、都市計画マスタープランの運用・推進方策に係る方向性を示します。

また、都市計画マスタープランの実現には、市民参加は不可欠であり、都市計画によるまちづくりへの市民参加を推進するための取組み方針を示します。

